

糸魚川市ガス事業譲渡及び上下水道事業包括委託基本方針

令和6年9月

糸魚川市

目次

1	はじめに	1
2	基本方針	1
3	ガス事業は「事業譲渡」、上下水道事業は「包括委託（維持管理・更新一体型）」とした理由	2
	(1) あり方検討委員会における検討結果	
	(2) 選定した理由と基本的な考え方	
	① ガス事業における万全な保安体制の確保	
	② 上下水道事業は包括委託（維持管理・更新一体型）とした理由	
4	「官民共同出資会社」を設立する理由	4
	(1) あり方検討委員会における検討結果	
	(2) 設立する理由と基本的な考え方	
	① 市として残る災害等の最終責任に必要な技術力の維持	
	② 民間主体となった技術継承体制の構築	
	③ ガス上下水道事業の一体性の確保	
	④ 民間主導の事業会社としつつ、市として残すべき関与	
5	事業者の選定方法	6
6	事業者選定の基本的要件	6
7	想定スケジュール	7

1 はじめに

糸魚川市では、ガス事業は昭和36年度から、水道事業は昭和5年度から、簡易水道事業は昭和33年度から、下水道事業は昭和62年度からそれぞれ供用を開始し、多くの市民の生活を支えるインフラサービスとして、今日まで安定的、効率的な事業運営を行ってきた。

しかし、社会を取り巻く環境が大きく変化している中で、人口減少による料金収入の減少や技術職員の高齢化、施設の老朽化など、多くの課題を抱えている状況にある。これらの課題を踏まえると、民間との連携により持続可能な経営体制に転換していくことが必要である。

こうした背景や実情を踏まえ、令和6年3月に有識者等で構成する「糸魚川市ガス上下水道事業官民連携あり方検討委員会（以下「あり方検討委員会」という。）」を設置し、糸魚川市のガス事業、水道事業、簡易水道事業及び下水道事業（以下「ガス上下水道事業」という。）における今後の官民連携のあり方について審議を重ねてきた。その結果、令和6年8月に「新たに「官民共同出資会社^{※1}」を設立し、同社にガス事業は「事業譲渡」と、水道事業、簡易水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）は「包括委託^{※2}（維持管理・更新一体型）」とすることで、ガス上下水道事業の一体的な運営と技術継承をしていくことが望ましい。」との結論に至り、市長に対し提言書の提出が行われたところである。

この基本方針は、あり方検討委員会の提言に基づき、ガス事業譲渡及び上下水道事業包括委託の実施に向けた基本的な考え方や方針を定めたものである。

2 基本方針

官民連携あり方検討委員会の提言を尊重し、新たに「官民共同出資会社」を設立し、同社にガス事業は「事業譲渡」と、上下水道事業は「包括委託（維持管理・更新一体型）」とすることで、ガス上下水道事業の一体的な運営と技術継承をしていく。

※1 官民共同出資会社…官民連携の実施主体となる会社に対して、官民双方が出資を行い設立する会社。公共も株主の立場から事業への関与、市職員の派遣（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（以下「公益的法人派遣法」という。）に基づくもの）が可能となる。

※2 包括委託…受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に業務を実施できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託する官民連携方式

3 ガス事業は「事業譲渡」、上下水道事業は「包括委託（維持管理・更新一体型）」とした理由

(1) あり方検討委員会における検討結果

ガス事業は、民間事業者に事業譲渡し、事業継続のために必要な技術者の採用・育成を行うことが望ましい。

上下水道事業は、ガス事業と一体での業務実施とすることや、民間で実施することによるコスト縮減効果を期待することなどから、施設の更新関連業務を含む包括委託とすることが望ましい。なお、包括委託の期間は民間活用の効果を発揮するために十分な期間とする。

(2) 選定した理由と基本的な考え方

① ガス事業における万全な保安体制の確保

ガス上下水道事業の運営を持続的に行うことができる形態として、3つの方式^{※3}について比較検討を行った。

その結果、市が抱える課題のうち、技術者の確保、特にガス事業においては、ガス主任技術者の雇用・育成の面で、職員の多くが50歳代以上である現状を踏まえると、今後の職員退職等に伴い、技術者の確保、保安体制の維持という観点で大きな懸念を有している状態である。

ガス事業は、包括委託・公共施設等運営事業^{※4}を採用した場合には、最終的な保安責任は市に残ることになるが、ガス保安に関する資格を有する技術者育成には、長い年月と高い技術力が必要となることから、他部局を含めた配置転換や採用面について制約のある市職員だけでは、将来にわたる安定的な育成という観点からは不十分と言わざるを得ない。

こうした観点から、ガス事業は事業譲渡により民営事業とすることで、必要な技術者の採用・育成を行うなど、民間での保安体制の構築を行うこととする。

② 上下水道事業は包括委託（維持管理・更新一体型）とした理由

水道事業、簡易水道事業については包括委託、下水道事業については包括委託若しくは公共施設等運営事業を対象として検討を行った。

※3 ガス上下水道事業の運営を持続的に行うことができる形態として検討を行った以下の3方式のことをいう。

（方式1）ガス・水道・簡易水道・下水道事業を包括委託で一体的に運営

（方式2）ガス・下水道事業は公共施設等運営事業、水道・簡易水道事業は包括委託で一体的に運営

（方式3）ガス事業は事業譲渡、水道・簡易水道・下水道事業は包括委託で一体的に運営

※4 公共施設等運営事業…利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。民間事業者による安定的で自由度の高い運営を可能とすることにより、利用者ニーズを反映した質の高いサービスの提供を期待するもの

現在、糸魚川市では業務の多くを市職員で実施してきており、これまで公共施設等運営事業の導入はしていない。また、公共施設等運営事業は、運営権を民間事業者に設定するものであり、国内では導入事例が少なく、導入のハードルは高いと考えられ、現状の糸魚川市においてはそぐわないと考えられる。

一方、包括委託に施設の更新関連業務を含めることで、公共施設等運営事業で期待されるコスト縮減効果等も一定程度取り入れることが可能になると考えられる。

以上により、上下水道事業については、更新関連業務を含む包括委託とすることとした。また、包括委託の期間は、民間活用の効果を発揮するために十分な期間とする必要がある。

なお、長年にわたり、市職員が培ってきた上下水道の管路の設計・工事監理業務については、災害対応などにおける市の技術として特に重要であり、技術継承の観点から、その一部を包括委託から除外し、引き続き市が一定の業務量を継続的に直接実施していくこととする。

4 「官民共同出資会社」を設立する理由

(1) あり方検討委員会における検討結果

ガス事業の譲渡、上下水道事業の包括委託を行うとしても、今後の安定的な事業継続と災害時の対応のためには、市の十分な技術体制の維持が必要となる。そのためには、市職員を事業運営する民間企業に派遣し、現場における技術の継承を行うことが有効である。また、民間企業職員との協働による民間企業職員への技術継承や新たな技術の導入等も期待できる。そのため、事業運営する民間企業に市が出資することで、公益的法人派遣法に基づく職員派遣を可能とすることが望ましい。また、市が出資することで、ガス上下水道事業の一体性の確保など、市が担保したい事項について、市が株主として意思決定に関わることも可能となる。

これらを踏まえ、官民共同出資会社を設立し、官民一体となった事業運営を行うことが望ましい。

ただし、民間の創意工夫が最大限発揮できるよう、市の出資比率は数%にとどめるとともに、株主間協定・定款等によって必要な仕組みを構築するなど、事業効率性と公共性の両面を取り入れた制度設計とすることが望ましい。

(2) 設立する理由と基本的な考え方

① 市として残る災害等の最終責任に必要な技術力の維持

長期的に民間企業への委託等が継続されとしても、上下水道事業については、市に最終責任が残る。また、災害時は、他分野との連携が非常に重要となることを考慮した場合、市にも十分な事業・現場に関する知見を維持していくことが求められる。

これらを踏まえ、市の技術力の維持策として、市職員を官民共同出資会社に派遣し、施設・管路の状況などの現場に関する知見を維持していく。また、必要に応じて民間企業職員が市に出向し公共的視点を学ぶなど、官と民、そして地域一体となった技術体制・災害対応体制を構築していく。

② 民間主体となった技術継承体制の構築

官民連携実施後の事業運営は、民間が主体となって行うこととなる。一方で、本事業は市民生活の基盤となるインフラ事業であることから、災害対応を含め十分な安全対策や安定的な事業運営を行うことが前提となる。

官民連携実施後、民間主体で十分な体制を構築するためには、糸魚川市のガス上下水道事業について熟知している市職員を官民共同出資会社に派遣し、実務を担うとともに民間企業職員への技術継承を行うこととする。

③ ガス上下水道事業の一体性の確保

これまで糸魚川市では、ガス上下水道事業一体での市民サービスの提供、工事発注等の一体化などの効率的かつ市民にとって分かりやすい業務体制を構築してきた。こうした一体的な業務体制を維持するために、ガス事業の譲渡先と上下水道事業の委託先を同一組織とすることとした。

一方で、ガス事業は事業譲渡であるが、上下水道事業は有期の委託であることから、委託期間終了後、ガス上下水道事業の一体性が確保されないことなどが懸念される。こうした点に対しては、事業運営する民間企業に市が出資することで、株主として市が関与を行うこととする。

④ 民間主導の事業会社としつつ、市として残すべき関与

民間の創意工夫が最大限発揮できるよう、市の出資比率は数%にとどめ、民間主導の事業会社とする。

一方で、ガス上下水道事業の一体性の確保や市職員の派遣による技術継承など、市として担保すべき事項は、株主間協定や定款等によって市が意思決定に関与できる仕組みを構築することで、事業効率性と公共性の両面を取り入れた制度設計を行うこととする。

5 事業者の選定方法

事業者の選定に当たっては、外部有識者等で構成する事業者選定委員会を設置し、公募型プロポーザル方式により行う。

6 事業者選定の基本的要件

(1) 安全対策・安定運営の確保

- ・本事業は、市民生活の基盤となるインフラ事業であることから、災害対応を含め十分な安全対策や安定的な事業運営を行うこと。

(2) 地域に根差した事業運営

- ・インフラサービスを受ける市民に対し、安全・安定的なサービス提供を行っていくことを前提とし、地元事業者への配慮・育成など、地域に根差した事業運営を行うこと。

(3) ガス上下水道事業の一体運営

- ・これまで糸魚川市では、ガス上下水道事業一体での市民サービスを提供しており、こうした一体的な業務体制を維持すること。
- ・ガス水道工事は、これまで一体的な工事の実施を行ってきたことを踏まえ、引き続き一体的な発注とすること。

(4) ガス料金水準の維持

- ・ガス料金は、原料費調整制度及びガス卸価格の変更による価格変動分を除き、事業譲渡後3年間は、現行の料金水準を上回らないようにすること。

(5) 官民共同出資会社の設立

- ・市内に会社法に規定する株式会社を設立すること。
- ・民間の創意工夫が最大限発揮できるよう、市の出資比率は3%から10%程度とすること。
- ・ガス上下水道事業の一体運営や技術継承など、市として担保すべき事項は、株主間協定や定款等によって市が意思決定に関与できる仕組みを構築すること。

(6) 市職員の派遣

- ・公益的法人派遣法に基づく市職員の派遣を受け入れること。

7 想定スケジュール

令和6年度	募集要項等の検討 実施方針の公表 民間事業者への意見聴取
令和7年度	事業者選定委員会の設置 募集要項等公表、募集開始 優先交渉権者決定
令和8年度	引継期間
令和9年度	ガス事業譲渡、上下水道事業包括委託開始（4月）